

平成 2 1 年度
福祉施策に係る県への要望について

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

平成21年度 福祉施策に係る県への要望について【目次】

要望趣旨	1
関係団体(宮城県母子福祉連合会)からの要望 母子家庭の母等(父子家庭含む)の自立支援事業の充実及び子育て支援等について	2

要 望 趣 旨

本会は、経営理念として以下を掲げております。

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体・NPO法人・ボランティア等、幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性・創造性を発揮して、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

本会は、福祉三団体が統合したことにより、宮城県における総合的地域福祉の推進機関としての役割を期待されているところですが、この経営理念に基づき、宮城県はもとより地域福祉の主体となる住民や市町村行政、市区町村社会福祉協議会、福祉団体、NPO、民間事業者等との連携、協働が重要と考えております。

昨今、福祉施策については、介護保険法・障害者自立支援法等に代表されるように、近年例を見ないほどの早さで、様々な法律が施行されておりますが、それに伴う地域での様々な課題も顕著になってきております。

こうした、地域における福祉課題を明確にし、本会関係団体等と連携しながら、宮城県内における福祉課題について、広く要望をさせていただくものです。

本会におきましても、様々な機会を利用し地域福祉推進のための事業を進めていく所存ですが、宮城県におかれましても、要望趣旨をご理解頂き、利用者、事業者、ひいては宮城県民の福祉の向上が図られるよう、宮城県の保健福祉施策等に反映していただきたくお願いするものです。

母子家庭の母等（父子家庭含む）の自立支援事業の充実及び子育て支援等について

平成15年8月11日から施行された母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法により、平成16年度から母子家庭等就業・自立支援センター事業を宮城県から委託され、無料職業紹介事業の許可を取得し、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会・セミナーの実施、就業情報の提供、職業紹介の実績をあげているが、雇用状況は依然として厳しく、経済的自立は困難な状況である。

経済的自立に見合う安定した収入を得るためには、職務経歴・資格・勤務時間のシフト制・休日等の条件を、子育てと両立しなければならないため、安定した職につくことができない現状である。子どもが低年齢の場合、土日曜・祝日の託児が困難なこと、保育所入所と就職活動の時間が重なること、託児の利用時間と就労時間が合わないこと（夜勤等）が、安定した就労に結びつかない。

母子家庭の母等(父子家庭)が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所・放課後児童クラブへの優先的入所と利用時間のより一層の拡充と公営住宅への優先入居など、子育て支援施設等の充実を要望します。

平成14年11月の母子及び寡婦福祉法等の一部改正により、「児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと」「児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めるべきこと」「国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきこと」と規定されている。しかし、養育費の支払いは、取り決めの行われた世帯の3分の2近くが、継続して支払いを受けていない実態が依然として変わらず、養育費の支払いが社会的に慣習化していない。養育費については、子を監護しない親の支払い義務の履行についての社会的機運の醸成を図るとともに、養育費が必ず取得できるような制度の運用を強化し、さらに親が養育費を支払った場合の税の「養育費控除」を新設するなど、支援体制の強化を要望します。

児童扶養手当は母子家庭の命綱であることに県民の理解を得られるよう努めるとともに、また父子家庭に対する支給も検討するよう要望します。

母子寡婦福祉資金貸付金の利用について、保証人の条件は各保健福祉事務所の裁量となっているため、基準を明確にするとともに、所得制限の緩和を要望します。また、父子家庭を対象に含む等の条件緩和も要望します。